OLIFF & BERRIDGE, PLC

ATTORNEYS AT LAW

SPECIAL

REPORT

米国特許商標庁による、新規米国特許出願と共に提出する 予備補正書の取り扱いに関する新規手続き制定 2005年9月23日

2005年8月中旬、米国特許庁は、明細書を補正する 予備補正書と共に提出する特定の新規特許出願につい て補正出願書の提出要求の通知書(以下NTFCAP)の発 行を開始しました。具体的に、明細書を補正する予備 補正書が提出された場合、その予備補正書が、代替明 細書(明細書の清書コピーおよびマークアップコピー) の形式で明細書を補正しない限り、同庁は、現在 NTFCAPを発行しています。予備補正書が、請求項、 図面および/もしくは要約書のみを補正する場合に は、NTFCAPは発行されません。NTFCAPに応答する にあたり、申請者には2ヶ月の延長期間が与えられま す。この2ヶ月の延長期間で、予備補正書による補正 を含む代替明細書の提出が義務づけられています。 NTFCAPへの応答の提出に関する当事務所宛て手数料 と、2ヶ月以内に応答が提出不可能な場合、特許庁期 間延長申請手数料とが課せられますが、このNTFCAP 関連の特許庁手数料はありません。

この手続き変更のため、当事務所では、予備補正書が代替補正書を含まない限り、新規出願を提出する際、明細書を補正する予備補正書の提出をできるだけ回避することをお勧めします。その代わりに、所望の変更を明細書に組み入れ、予備補正書なしの修正出願提出をお勧めします。しかし、発明者が宣言書に署名の後、明細書の修正を希望する場合、遅延宣言書を提出する際に課せられる特許庁手数料の納付を回避するため、署名済みの宣言書と予備補正書と共に出願を提出することが望ましいかもしれません。このような場合には、可能であれば、NTFCAPの発行を回避するためにも、代替明細書と共に予備補正書を提出することをお勧めします。

このスペシャルレポートでは、米国特許庁による新規手続きに関する当事務所の説明とコメントを記載し、NTFCAPの発行をできる限り回避するため、同庁の新規手続きに応答して現行の業務過程を変更することに関して当事務所からの提案について説明します。

I. 米国特許庁による新規手続きに関する説明と コメント

米国特許庁は、上記の状況下でNTFCAPをつい最近発行し始めましたが、この発表がなかった手続き変更は、2004年9月21日の連邦施行規則第37章1条115項の規則改正に基づきなされたようです。9月21日の規則改正によると、出願日に提出する予備補正書は、出願当初の開示の一部です。当事務所発行の2004年10月7日の米国特許商標庁21世紀戦略プランを実施するための特許規則改定に関するスペシャルレポートを参照のこと。特に、現在、米国特許庁が発行しているNTFCAPは、代替明細書の提出を義務付け、下記のことを示します:

予備補正書が、出願日に提出されており、このような補正書は、出願当初の開示の一部であるため、代替明細書は、補正書中の所望の変更を全て含んでいなければならない。 連邦施行規則第37章1条115項および1条215項を参照のこと。

従って、<u>出願と共に提出する</u>予備補正書は、出願当初の開示の一部であるため、現在、米国特許庁は、予備補正書の変更が、連邦施行規則第37章1条215項に基づき特許公開出願に含まれるように、予備補正書中の変

OLIFF & BERRIDGE, PLC

ATTORNEYS AT LAW

2005年9月23日

更を組み込む代替出願の提出を義務付けています。以前は、申請者が付加ステップを取らない限り、出願と 共に提出した予備補正書中の補正は、特許公開出願に 含まれていませんでした。

連邦施行規則第37章1条115項もしくは1条215項に は、明細書の予備補正書を出願と共に提出する際、米 国特許庁がNTFCAPを発行するとは記載されていませ ん。また、同庁は、このような予備補正書を取り扱う ための手続きを変更する予告をしませんでした。当事 務所は、この変更について検討するため、米国特許庁 の役員に連絡を取りました。この役員によりますと、 同庁は、2004年9月21日規則改正に基づき、この手続 きを新規制定したとのことでした。同役員は、特許庁 内の意思決定過程が原因で、この手続きの変更に遅れ がでたと語りました。また、同役員は、請求項、図 面、および/もしくは要約書のみを補正する予備補正 書が提出される際には、差し替えページ(もしくは差 し替え用請求項)が必ず含まれるため、この新規手続 きは、このような補正に対しては適用されないと確認 しました。従って、例えば、予備補正書が、単に複数 の請求項に従属する請求項を削除するために、請求項 を補正する場合には、NTFCAPは発行されません。

新規特許出願と共に予備補正書を提出する理由は多 数あります。予備補正書を提出する二つの非常に一般 的な理由には、最近見つかった誤字を訂正し、明細書 に「出願連続データ」を付加することが挙げられます。 出願連続データとは、新規出願が先の米国提出日の利 点を主張する先願(PCTもしくは米国出願)に対する参 考文献のことです。 例えば、PCT出願の継続出願も しくは一部継続出願(CIP)を提出する際に(例えば、「バ イパス継続」を提出する際)、もしくは、米国での先の 継続出願、分割出願、もしくは一部継続出願を提出す る際に、このような予備補正書の提出は、一般的なこ とです。また、通常このような予備補正書は、先の米 国および/もしくはPCT出願を参照により取り込んでい ます。通常、優先権を主張する外国出願を参照により 明記し取り込む予備補正書を提出することも、一般的 なことです。他の予備補正書を通して、新規事項を付 加するために明細書を補正することも可能です。さら に、参照により先の米国、PCTもしくは外国優先出願 を取り込む補正は、新規事項を付加する可能性がある 補正として取り扱われます。というのは、これらの先 願を参照により組み込む理由は、例えば、新規出願の提出後に、開示が新規出願から欠落していたり、翻訳上の誤りがあったりしたことが判明した場合に、申請者が先願からの開示を新規出願に付加できるようにするためです。

主に、新規出願と共に予備補正書を提出するかどう かに関しての判断は、新規事項を補正により付加する かどうかによります。すなわち、出願の提出後、新規 事項を付加しない補正の提出が許可されますが、明細 書に新規事項を付加する補正の場合には、出願を提出 する際に行わなければなりません。また、当事務所 は、出願を提出する時点で出願連続データを出願に付 加することを強くお勧めします。というのは、連邦施 行規則第37章1条78項(a)(2)では、出願連続データを、 新規出願の米国提出日から4ヶ月後以内もしくは米国 提出日利益を主張する先願の米国提出日から16ヶ月以 内に出願に含ませるか、挿入させることを義務付けて いるからです。従って、連邦施行規則第37章1条78項 (a)(2)に記載された期限を逃すことがないように、当 方では、新規継続出願、分割出願、もしくは一部継続 出願の提出日の後に出願連続データの包含を行うので はなく、出願を提出する時点で出願連続データを含め ること(自動的に出願を提出する時点で出願連続デー タを含めることを当方では通常行っています)をお勧 めします。

NTFCAPに対して特許庁は手数料を課していませんが、NTFCAPに対して必要となる書類を準備するための当事務所においての業務手続費用や経費などのNTFCAPへの応答に関連した手数料が掛かります。また、米国特許庁がNTFCAPを発行することは、出願の公開の遅延または審査過程における遅延となる可能性があります。

II. 米国特許庁による新規手続きに応答すること に関する提案

米国特許庁の新規手続きに応答することに関して、 下記に選択肢および当方のコメントを示します。

Oliff & Berridge, plc

ATTORNEYS AT LAW

2005年9月23日

1. 出願の提出以前に、修正済みの出願を Oliff & Berridgeに送付する

当方では、NTFCAPおよび予備補正書の必要性を削 除するため、可能であれば、この選択肢を強くお勧め します。通例、米国特許庁に出願を提出する以前に、 出願に継続データおよび外国優先データを含めること ができます。というのは、この情報は、新規出願提出 日の以前に通常既知であるからです。従って、提出用 に当事務所宛てにPCT-バイパス継続出願もしくは一 部継続出願を送付の際、現時点では当方では、クライ アントに対して、できることなら出願に出願連続デー タを含めることをお勧めしています。同様に、現時点 では当方では、クライアントに対して、できることな ら提出用に当事務所宛てに送付される継続出願、分割 出願、もしくはCIP出願に継続データを含めることを お勧めしています。また、当事務所では、当方が準備 する継続出願、分割出願、もしくはCIP出願に継続デ ータを含めています。

出願の提出以前に、Oliff & Berridgeに対して、要求された修正を付加するように出願を修正する許可を与える

クライアントにより指示された(もしくは出願連続 データを含めるために、連邦施行規則第37章1条78項 (a)(2)により義務づけられる)修正を行う予備補正書を 準備し提出する代わりに、クライアントが出願の電子 バージョンを送付する場合、当事務所では、提出以前 に明細書を自動的に修正することができます。また、 この手続きは、米国特許庁がNTFCAPを発行すること を回避することとなります。しかし、クライアントが 発明者により署名済み宣言書と共に出願を送付する場 合、修正済みの出願を宣言書なしに提出するべきで す。しかし、このことは、米国特許庁が、署名済み宣 言書の提出と特許庁手数料の納付を義務づけることと なる出願の欠落部分の提出要求の通知書(Notice to File Missing Parts)を発行することとなります。従って、ク ライアントが、署名済みの宣言書を当方に送付する場 合、署名済みの宣言書と予備補正書と共に出願を提出 することをお勧めします。このことは、予備補正書が 代替明細書を含んでいない限り、米国特許庁が NTFCAPを発行することとなります。

従って、当事務所が署名済みの出願を受理した場 合、可能であれば(例えば、当方が出願の電子バージ ョンを有する場合、もしくは当方が出願の電子バージ ョンを有していない場合、明細書の実際のコピーに付 加内容を切り貼りすることにより、当方で代替明細書 の清書コピーおよびマークアップコピーを得ることが 可能である場合)、当方では予備補正書と共に提出す るための代替明細書を自動的に準備することにしてい ます。当方が代替明細書を準備することが不可能な場 合、明細書の特定の段落を補正(もしくは付加)する予 備補正書を準備する必要があるかもしれません。ま た、このことはNTFCAPの発行に至ることとなりま す。NTFCAPへの応答は、(出願を修正し、宣言書な しで提出する場合)発明者からの補足署名を取得する よりも負担が軽いかもしれません。また、特許庁は NTFCAPに対する手数料を課していないため、出願の 欠落部分の提出要求の通知書(Notice to File Missing Parts)に応答するより費用が掛からないはずです。勿 論、新規出願が、署名済み宣言書なしで当方に送付さ れた場合には、代替明細書の必要性およびそれに関連 した費用を回避するために、出願を提出する以前に、 当事務所に出願を修正することを許可することをクラ イアントにお勧めします。

3. 予備補正書の提出を延期する

出願を提出してから、当方が整理番号を米国特許庁から受理するまで、予備補正書の提出を延期するという方法もあります。提案された変更が新規事項を付加せず、出願連続データを付加していないならば、この方法でも構いません。例えば、変更部分が誤字を訂正するのみであり、特許出願公開にこの変更を載せることが重要でない際には、この方法でも構いません。新規事項は、新規出願と共に提出されなければならないため、変更が新規事項を付加する場合には、この方法を使用することはできません。また、上記の説明の通り、当方では、連邦施行規則第37章1条78項(a)(2)により義務付けられた期限のため、明細書に出願連続データを付加することを延期することは勧めていません。

4. 代替明細書を添付せず新規出願と共に予 備補正書を提出する

勿論、代替明細書を含まない予備補正書と共に新規 出願を提出し、NTFCAPに応答するために代替明細書

OLIFF & BERRIDGE, PLC

ATTORNEYS AT LAW

2005年9月23日

を提出するという現行の実務手続きを継続するという 方法もあります。上記のように、修正を必要とする出 願を署名済み宣言書と共に当方に送付し、代替明細書 を当方で準備することが不可能な場合、この方法が望 ましいかも知れません。

III. 結論

端的に言えば、明細書に対しての予備補正書と共に 提出する新規出願を取り扱うことに関しての手続きの 米国特許庁の変更により、当事務所では、可能である ならば、予備補正書の提出に代わり、提出前に(およ び望ましくは署名用に宣言書を発明者に送付し、出願 を提出する以前に)出願を修正することをお勧めして います。これは、明細書に付加すべき内容が出願連続 データおよび/もしくは優先権出願データである際、 容易なことであるはずです。というのは、このような 情報は、出願が、発明者に送付され、それに続き米国 で提出される以前に、一般入手可能であるはずだから です。出願を修正することが可能でない場合、予備補 正書と共に提出するための代替明細書を可能であれ ば、当方で準備します。代替明細書を準備するにあた り当事務所を援助するため、当方に特許庁提出用の出 願を最初に送付される際、出願の電子バージョンも送 付することをお勧めします。

今回の特許庁による新規手続き、またNTFCAPの発行を回避する方法に関してご質問等ございましたら、 是非ご連絡ください。 * * * * *

Oliff & Berridge, PLCは、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャル・レポートは、今日重要性の高い法的 論点に関する情報を提供することを意図とするもので あり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、 Oliff & Berridge, PLCの法的見解を構成するものでもあ りません。このスペシャル・レポートの読者が、この 中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合に は、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、commcenter@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウエッブサイトwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます